

# マイナンバー制度が始まります。



個人番号（マイナンバー）とは、住民票を有する市民一人一人に付番する12桁の番号です。

社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ効果的に管理するために活用されます。法人には13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。

## ◆平成28年1月から行政手続きで個人番号（マイナンバー）を利用します

雇用保険や医療保険の手続き、生活保護や福祉の受給、確定申告などの税の手続きなど、法律や条例で定められた事務に限って個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。

### ●民間事業者も、個人番号を管理する必要があります

従業員やその家族、取引先（個人事業主）などから個人番号を取得し、税務署、市町村、健康保険組合、ハローワークなどに提出する書類に記載する必要があります。

マイナンバー制度によって、もっと便利に、暮らしやすくなります。

### 市民の利便性の向上

国の行政機関や地方公共団体などの窓口で提出する書類が順次削減されるなど、行政手続きが簡素化されます。

### 公平・公正な社会の実現

行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、きめ細かな支援の実現や、負担を不当に免れること、不正受給などの防止ができます。

### 行政の効率化

国の行政機関や地方公共団体などでの情報の照合・入力などの時間や労力が削減され、より正確になります。



## 個人情報の保護が重要となります。

個人情報は、従来どおり分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。法律や条例で定められた目的以外で他人に個人番号を提供することはできません。個人番号を不正に入手したり提供したりすると、処罰の対象となります。

### ●個人ごとのポータルサイトで、個人番号の提供履歴を確認できるようになります

平成29年1月から、個人番号を含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供がされていないか、自宅のパソコンなどで確認することができる予定です。

#### ●マイナンバー社会保障・税番号制度に関する問い合わせ

- コールセンター 平日9時30分～17時30分（土・日曜、祝日、年末年始を除く）  
0570-20-0178（日本語）  
0570-20-0291（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）
- マイナンバー社会保障・税番号制度に関するホームページ（内閣官房）  
《<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>》

#### ●国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号含む）の最新情報は、国税庁ホームページ上段の

 をクリック 《<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>》

最新情報は随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

## ◆ 10月から個人番号(マイナンバー)の通知が開始されます

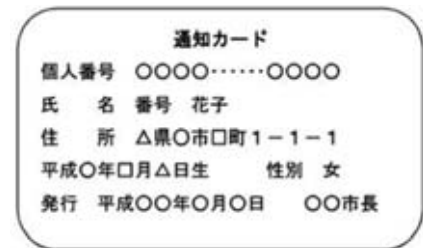
「通知カード」と「個人番号カードの申請書」が届きます。

住民票を有する全ての人に、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載された紙製の「通知カード」が簡易書留で届きます。(※転送されませんのでご注意ください)

○個人番号は、漏えいにより不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されません。

※今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、事前に住所変更の手続きをしてください。

通知カード (イメージ)



### ! やむを得ない理由により住所地において通知カードが受け取れない人へ

○東日本大震災による被災者

○DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者

○一人暮らしで、長期間、医療機関・施設などに入院・入所している人

以上に当てはまる人は、居所に送付することが可能ですので、本人確認書類などを添付した「居所情報登録申請書」を9月25日(金)まで(必着)に住民票のある市区町村に郵送または持参してください。

申請書は、市や、総務省ホームページから入手またはダウンロードできます。

## ◆ 「個人番号カード」の申請ができます

個人番号カードの取得を希望する人は、郵送またはオンラインで申請すると、平成28年1月から個人番号カードの交付を受けることができます。(※申請方法は変更になる場合があります)

○個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、有効期限などが記載された顔写真付きのICカードで、本人確認書類として利用できます。

○個人番号カードの有効期間は、発行後、20歳以上の人は10回目(未成年の人は5回目)の誕生日までです。

○個人番号カードには、e-Taxなどの電子申請が行える公的個人認証サービス電子証明書が標準搭載されます(電子証明書の有効期間は、発行後5回目の誕生日までです)。

○個人番号カード(電子証明書含む)の初回発行手数料は無料です。



個人番号カード (イメージ) 表/裏

### ! 住民基本台帳カードの交付は終了します

12月で住民基本台帳カードの交付は終了しますが、それまでに交付された住民基本台帳カードは、有効期限まで有効です。

※住民基本台帳カードを持っている人が個人番号カードを取得した場合は、住民基本台帳カードを廃止し、回収します(重複所持はできません)。

### ! 住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書の発行・更新業務は終了します

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行・更新業務は、12月22日(火)で終了します。これ以降に有効期間が満了し、引き続き電子証明書を利用したい場合は、住民基本台帳カードを個人番号カードに切り替える必要があります。

個人番号の通知・カードに関すること＝市民課☎295039  
制度全般に関すること＝政策企画課☎295013